

## 令和3年度第1回苫小牧市環境審議会会議録

日 時：令和3年8月2日（月）14:00～15:20

会 場：市役所9階議会大会議室

出席委員：17名

会 議 録：以下のとおり

---

（鈴木次長）

定刻となりましたので、ただいまより、令和3年度第1回苫小牧市環境審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。司会を担当します環境衛生部次長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

今年度は、審議会委員の改選期に当たりますので、本来であれば委嘱状を市長から直接お渡しさせていただくところではございますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前に皆様の席上に配布させていただいております。御了承の程、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、審議会開催にあたりまして岩倉市長より御挨拶申し上げます。

（岩倉市長）

まずは冒頭の折ではありますが、今も話にありまして、本来であれば私自身がお一人お一人の委員の皆様方に、委嘱状を交付させていただくところではありますが、コロナ禍、そして今日からまん延防止等重点措置がスタートした日ということで、机の上に置かせていただき、委嘱状交付とさせていただいた御無礼を、まずは心からお詫びを申し上げたいという風に思います。同時に、任期2年間ではありますけれども、今日は第1回苫小牧市環境審議会ということではありますが、2年間お世話になります。同時に、今日もお忙しい中、お時間を頂いております皆様方に心から御礼申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

何と言いましても、昭和48年に目指すべき都市像を「人間環境都市」と定めている、このまちであります。当時の40年代後半の環境という概念と、今日という環境概念はずいぶん違っている訳でありますけれども、我々の先輩たちが昭和40年代後半に、様々なことがありながら「人間環境都市」を目指すべき都市像と定めたその気持ち、思い、心を今でも受け継いで、現在でも総合計画でもしっかりとそのことを位置づけている苫小牧市でございます。そういう観点から、時代、背景の変化、特に昨今はコロナ禍で、アフターコロナがどうなっていくのか。あるいは昨年の2050カーボンニュートラルの発信において、少なくとも先進国ではそういう流れがもう既に加速化していますし、この国でもカーボンリサイクル、あるいはゼロカーボン、あるいはカーボンニュートラルといった言葉が、毎日お茶の間に報道等で流れている時代になりました。こうした取り巻く環境の変化というものを、我々平成

30年4月に第3次環境基本計画を策定し様々な取組をしていますけども、令和4年度に見直し作業があります。そこに向けて審議会の皆さんの時代認識、そして市の取組に対する御意見、あるいは今後どうするべきかという御示唆、等々の意見をこれからの市政運営に活かして参りたいと考えておりますので、是非、忌憚のない御意見をどんどんお寄せいただければという風に思います。

先週、実は東京出張してきました、久しぶりに。そこで国土交通省港湾局に行っても、あるいは国土交通省北海道局に行っても、あるいはもう一つ行ったのが経済産業省地球環境室でありましたが、これら全部、苫小牧に縁のあるところでございます。どこに行ってもカーボンニュートラル、ゼロカーボン、カーボンリサイクルの話題が、これは相手が苫小牧市長だからではなくて、本題に入る前のやり取りの中で必ず出てくるテーマになっていまして、このトレンドを市政、あるいは市民の生活、そして企業市民の経済活動に、どのような変化あるいは状況になっていくのかということをお我々も十分見極めながら市政運営にあたっていく必要があると、意を新たにした先週の東京出張だった訳です。そういう観点からも、この審議会、大変重要な審議会ということになります。皆様方からこれらいただく御意見を、今後の市政運営にしっかり活かして参りたいという風に考えておりますので、重ねてよろしくお申し上げまして、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。

お世話になります。よろしくお願いいたします。

(鈴木次長)

岩倉市長は他の公務のため、退席させていただきます。御了承の程、よろしくお願いいたします。

～市長退室～

(鈴木次長)

それでは、本日出席いただきました委員の皆様方から自己紹介をお願いいたします。

～委員自己紹介～

(鈴木次長)

続きまして、事務局の紹介をいたします。

～事務局紹介～

(鈴木次長)

なお、本日は岸田委員、小越委員、田中委員より欠席との連絡をいただいております。

また、坂田委員におかれましては、業務により途中退席されると伺っております。

本日の出席委員数は、委員数 20 名中 17 名が出席されており、半数以上となっておりますので、本会議は成立していることを、御報告いたします。

次に、会長、副会長の選任についてお諮りいたします。会長は、会を代表し、会の進行役となる方でございます。また、副会長は、会長を補佐し、職務を代理していただく方でございます。選考方法について、御意見ございますでしょうか。

(A 委員)

事務局に一任します。

(鈴木次長)

事務局一任という声がありましたが、いかがでしょうか御異議ございませんでしょうか。異議なしとのことですので、事務局より提案をお願いします。

(櫻井課長)

事務局より、会長には中村 努 委員、副会長には野村 真理子 委員を御提案させていただきますので、御審議お願いいたします。

(鈴木次長)

ただいま、事務局より会長 中村 努 委員、副会長 野村 真理子 委員と提案がありました、異議がなければ拍手をもって御承認いただきたいと思えます。

ありがとうございます。それでは会長は席の移動をお願いいたします。

～中村会長席移動～

(鈴木次長)

会長就任にあたりまして、一言御挨拶をお願いいたします。中村会長よりお願いいたします。

～中村会長挨拶～

(鈴木次長)

ありがとうございました。続きまして、野村副会長をお願いいたします。

～野村副会長挨拶～

(鈴木次長)

ありがとうございました。

会議に入るにあたり、本審議会の会議録につきましては、「苫小牧市市民参加条例」第11条により公開することとなっており、ホームページ等で公開してまいりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これからにつきましては、会長が議長として会議を進めてまいりますので、中村会長よろしく願いいたします。

(中村会長)

それでは、次第により会議を進めてまいります。事務局より説明の後、質疑応答という形で行います。質問等がある方は挙手をお願いいたします。本日の会議は16時までを予定しておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

それでは、次第6の報告に入ります。(1)「苫小牧市環境審議会について」、事務局から説明をお願いします。

(櫻井課長)

私の方から「苫小牧環境審議会」について、お手元の資料1「苫小牧市環境審議会の概要」に沿ってご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、1の「設置根拠」についてでございます。資料2をご参照ください。こちらは苫小牧市環境基本条例の一部を抜粋したものでありますが、第25条の規定により、市長の附属機関として平成11年から設置されております。また、資料3の「苫小牧市環境審議会規則」に基づき運営をしているところでございますが、この規則では、組織及び運営に関し必要な事項を定めているものとなります。

再度資料1に戻って頂きまして、次に2の「役割」でございます。環境審議会は苫小牧市長の附属機関としまして、環境基本計画の策定及び変更、環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査審議、環境基本計画改定の際に、市長からの諮問に対する意見を述べる答申をしていただく機関となっております。

また、環境基本計画の進行管理につきましては「PDCAサイクル」により進行管理を行ってまいります。毎年計画の進捗状況などの点検を行っていただき、皆様からの御意見を取り入れ、環境の保全及び創造を推進してまいります。

次に3の「組織」でございます。条例第25条第3項に「委員20人以内をもって組織する。」と規定されており、構成は規則第2条に定める学識経験者、市民、事業者、民間団体により組織することとされております。

次に4の「運営」でございます。審議会には、会長、副会長を各1名選任していただきます。会長は、審議会を代表し会務を総理し、副会長は会長の補佐、職務の代理者となります。会議は会長が召集し、委員の半数以上の出席により成立します。審議会の議事は、出席した

委員の過半数をもって承認され、可否同数の際は、議長が決することになっております。

なお、会議の庶務は環境衛生部環境保全課で行い、開催回数は通常年に1、2回でございますが、来年度は環境基本計画の中間見直し年度となりますので、さらに複数回実施させていただく可能性がございます。

最後に5の「委員任期」でございます。任期は2年でございます。皆様方につきましては、例年4月1日から3月31日までを期間としておりましたが、委嘱の期間を6月1日から5月31日まで変更させていただきたいと考えております。理由としましては、改選時期に推薦書などの提出を3月中旬までとしておりますが、人事異動や転勤などやむを得ない理由により、提出期限までに書類の提出が間に合わないという事案があること、また3月中旬に提出期限としておりますが、4月中に審議会を開催したい場合は、事務手続き上、開催が難しく、早くても5月末から6月上旬になってしまうことが理由でございます。

私たちを取り巻く環境は多様化、複雑化しており、このような背景に対応し安全・安心に暮らせるまちづくりを行っていくには、環境審議会は欠かせない組織となっておりますので、これからの2年間よろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

(中村会長)

ただいまの説明に対し、御質問ございますか。御意見、御質問がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。それでは続きまして、(2)「苫小牧市第3次環境基本計画について」、事務局からお願いします。

(中山主査)

それでは私の方からは、次第6の報告(2)「苫小牧市第3次環境基本計画」につきまして、事前にお配りしていた概要版によりご説明させていただきます。着席にて説明させていただきます。

始めに1ページの「基本事項」をお願いいたします。計画策定の背景及び目的についてでございます。本市では、苫小牧市環境基本条例の基本理念に基づき、良好な環境の保全及び創造に関わる取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成30年3月に「地球温暖化対策地域推進計画」と統合する形で改定を行い、苫小牧市第3次環境基本計画を策定しています。

次に計画の位置付け及び計画期間でございます。この計画は、国の環境基本計画を上位計画としており、各分野の計画と連携を図り、本市の環境行政の長期的な施策の目標及び基本的な事項を定めた基本的な計画となっており、計画期間は2018年度から2027年度までの10年間としています。

次に計画の対象地域でございますが、苫小牧市の行政区域全体としています。

次に計画の推進主体及び役割でございます。多様化している今日の環境問題に対応する

ためには、市民一人ひとりの取組が必要であることから、市、事業者及び市民とし、相互が連携し計画を推進することとしています。

2 ページをお願いいたします。「目指すべき環境」についてでございます。苫小牧市環境基本条例の基本理念と基本方針により、5つの分野構成により取組を推進することとし、「地球を思い、人と自然が調和し、次世代につなぐ緑あふれる とまこまい」と設定しています。

次に分野につきましては、1つ目「安全安心快適なまち」2つ目「人と自然が共生するまち」3つ目「資源を大切にするまち」4つ目「みんなで環境に取組むまち」5つ目「地球環境にやさしいまち」とし、それぞれに基本目標、基本施策、主体別の具体的な取組を設定しています。計画の構成につきましては3ページ、4ページに記載しておりますので、後ほどご一読ください。

次に5ページ、6ページをお願いいたします。「目標達成の指標」についてでございます。数値による定量目標と苫小牧市総合計画策定に向けた市民意識調査結果を進捗状況の指標としており、「安全安心快適なまち」「人と自然が共生するまち」「資源を大切にするまち」「みんなで環境に取組むまち」の目標達成の指標は記載のとおりとなっております。

次に7ページをお願いいたします。「地球環境にやさしいまち」について記載しており、この分野は地球温暖化対策に関する内容となっております。

(1) 対象部門と評価指標についてでございます。対象部門は産業、業務、家庭、廃棄物、運輸の5部門とし、それぞれの部門ごとに削減目標を設定しています。

次に(2) 目標年度から(4)までの目標の設定でございますが、国が「2050カーボンニュートラル」を目標に掲げていることを踏まえ、本市としても令和4年度の計画中間見直し時に、大幅な削減目標の設定をしなければならないと考えておりますので、現計画の目標については、後ほどご一読いただければと思います。

8ページをお願いいたします。計画の推進及び管理についてでございます。計画推進体制として「市役所内部」では環境部局単独での目標実現は困難であることから、関係部署と連携し総合的に推進してまいります。「市、事業者及び市民」での体制は、3者により構成される「苫小牧市環境基本計画推進会議」にて推進を図ります。本市だけでは解決が難しい広域的な対応を必要とする場合は、国、道並びに関係機関と連携し取り組みを行います。

次に計画の進行管理についてでございます。進行管理はPDCAサイクルにより行い、進捗状況の点検は環境審議会、環境基本計画推進会議により行い、環境の現況は環境白書により公表します。

以上簡単ではございますが苫小牧市第3次環境基本計画の説明とさせていただきます。

(中村会長)

ただいまの説明に対し、御質問がある方は挙手をお願いいたします。

(B 委員)

5 ページ目のところで、水道ビジョン進捗率ってあるんですけど、この計画が立てられた以降の動きだと思いますが、国の方で水道事業の民営化の話があったと思います。その辺り苦小牧市として反映させるのか、取り入れようとしているのか、知りたいです。

(鈴木次長)

水道事業の民営化については、確かに今、庁内で議論が進められているところですが、やはり水道となると市民の安全安心の部分があるので、そこは今私が聞いている範囲では慎重に検討しているところだと。まだ方向性は決まっていません。

(中村会長)

他にございませんか。

他にないようですので、続きまして、(3)「苦小牧市環境白書(令和2年度版)について」、事務局からお願いします。

(干谷主査)

私からは、苦小牧市環境白書(令和2年度版)のうち環境の現況につきまして、お手元の苦小牧市環境白書(令和2年度版「令和元年度実績」)に沿って説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

環境白書の19ページをお開き願います。「第3章 環境の現況と対策」の「第1節 大気」の、環境基準の達成状況について説明させていただきます。

「環境基準」は、中段に記載のとおり「人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」であり、基準値の超過によって、すぐに健康被害や生活環境に影響が生じるというのではなく、行政上の政策目標として定められたものでございます。大気関係は、19ページの表にあります11物質について環境基準が定められておりますが、「評価」の部分を見て頂きますと「光化学オキシダント」が環境基準未達成となっております。

光化学オキシダントにつきましては、例年、全国的に環境基準が達成されていない状況であり、令和元年度は全国1166地点で測定されていますが、基準が達成された地点は2地点のみでした。光化学オキシダントが高くなる要因につきましては、自動車や工場などからの排ガスに含まれる成分が、日光に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなどが発生するもので、特に日差しが強く風の弱い日に発生しやすい傾向にあります。本市で行っている常時監視測定結果からは、光化学オキシダントが市内全ての局舎で同じ挙動を示すこと、値が高くなる時には全道的に上昇することなどから、局所的な発生源が影響しているものとは考えにくく、自然現象(季節風によるオゾン層の沈降)もあると思いますが、越境汚染も原因の一つにあると考えております。

それ以外の物質については、環境基準に適合した大気環境となっております。

次に 20 ページをお開き願います。こちらは、大気汚染物質の測定地点及び測定項目でございます。大気汚染常時監視測定局は市内 6 か所に設置し、下の表の項目について測定を行っております。21 ページになりますが、ベンゼンやダイオキシン類など、長期間継続的に摂取することで健康を損なう恐れがある有害大気汚染物質を表のような内容で測定しております。

22 ページをお願いします。こちらは、測定結果の公表について記載しております。ページ中段左側の QR コードにつきましては、市の測定結果を「苫小牧市の大気環境」というページで、リアルタイムで閲覧できるようにしております。

23 ページをお願いいたします。ここからは大気汚染物質の測定結果を記載しております。23 ページから 29 ページまでが常時監視測定局による結果、31 ページから 39 ページに有害大気汚染物質の結果を掲載しております。先ほど説明でも触れました「光化学オキシダント」につきましては、27 ページに掲載しておりますが、光化学オキシダントを測定している市内 4 つの測定局すべてで環境基準未達成となっております。

次に 43 ページをお開き願います。「第 2 節 水質」でございます。河川や海域の水質調査は北海道が所管しており、市内を流れる 10 河川及び苫小牧海域について、北海道が調査を実施しています。また、市につきましては、新千歳空港の融雪期における調整池からの放流があるため、美々川とその支流である美沢川の計 4 地点で水質調査を実施しております。なお、北海道の測定結果につきましては、白書作成時に前年度分のデータが確定していないため、前々年度、30 年度の結果を掲載しておりますのでご了承願います。

47 ページをお願いいたします。水質の環境基準達成状況につきましては、汚れの度合いを示す河川の BOD、海域の COD、それと健康項目で評価いたしますが、平成 30 年度は河川については全ての地点で環境基準を達成、海域に関しましては一部の地点で基準未達成という状況になりました。

48 ページには、河川の測定地点を示しておりますが、市が行う黒丸数字で示してあります美々川水系 4 地点のほか、北海道による 19 地点で測定を実施しております。結果は、49 ページから 55 ページに掲載しております。水質は季節や天候による変化など、年によって若干の変動は見られますが、河川については全ての調査地点で環境基準を達成し、おおむね横ばいの結果となっております。

次に 56 ページをお願いします。苫小牧海域の測定地点位置図でございます。環境基準の類型は A から C の 3 種類で分けられ、測定地点については丸数字で示しています。沖合いに行くほど水質は自然の状態となるため環境基準も厳しい値が設定されています。

57 ページに結果を載せていますが、下段の「苫小牧海域 (8)」の COD の評価が「×」ということで基準未達成となっております。地点としましては、56 ページの地点図の類型 B と A の境界の右端の⑧のエリアになります。水質としては上流の⑮番や⑳番よりも若干良好なのですが、⑮番や⑳番よりも基準が厳しく、環境基準 2.0 以下に対し 2.1 という値で未達成となっております。こちらの⑧番につきましては、翌年の令和元年度の測定結果では環



境基準を達成しています。河川や海域の水質測定に関しては、気象条件により大きく左右されるため、自然由来による影響が大きいものと考えております。

58、59 ページには経年変化を、60 ページには有害物質の結果を示しておりますが、有害物質については全て定量下限値未満の状況となっております。水質の状況については以上でございます。

次に 63 ページの「第 3 節 騒音・振動」をお願いいたします。本市では、市内の状況を把握するため「環境騒音」「自動車騒音」「道路交通振動」「航空機騒音」の測定を行っております。結果は表のとおりで、自動車騒音の一部を除いては、環境基準等を達成している状況でございます。

64 ページには、環境騒音 6 地点、自動車騒音・振動 6 地点の測定地点を示しております。それぞれの測定結果は 65 から 67 ページに記載しておりますが、基準未達成につきましては、65 ページの下にある自動車騒音でございまして、地点 A と C が環境基準をクリアできなかったというものでございます。道路管理者などに改善要請を行う基準となる要請限度の基準は満たしている状況でございますが、詳細な測定結果や環境基準調査につきましては道路管理者や公安委員会へお知らせしております。我々の測定において要請限度を超過した場合には、道路管理者や公安委員会に対し、改善を行うよう要請を行ってまいります。

次に 68 ページの「航空機騒音の状況」をお願いいたします。航空機騒音につきましては、空港の周辺に苫小牧市が 5 局、北海道が 9 局の測定局を設置し常時測定を行っております。なお、本白書は令和元年度実績のため記載されておきませんが、令和 2 年 4 月からは、糸井清掃センター跡地に糸井局を設置し測定を行っております。測定結果は表のとおりで、環境基準値 62 d B に対しまして全ての地点で達成している状況でございます。

次に 70 ページの「第 4 節 悪臭」をお願いいたします。本市では、表にあります 22 悪臭物質について、一番厳しい濃度で市内全域を規制しています。

次のページですが、発生源となる事業所周辺の臭気パトロールを 4 回実施し、臭気を強く感じた事業所で、特定悪臭物質の濃度測定を実施しました。法の規制基準となる敷地境界ではなく、最も臭気の強い地点での測定のため、法の基準値超過ではありませんが、肥料製造を行っている事業所から、一部高濃度の悪臭物質が検出されたため、対応について指導を行っているところです。

最後に 73 ページの「第 5 節 公害苦情」をお願いします。公害苦情につきましては、主に物を燃やした時の煙や工事現場の騒音・振動、事業場からの悪臭などに関する相談が寄せられており、受付後は調査を行いまして、必要に応じて発生源者への指導を行っております。令和元年度の件数は 40 件で、前年度より 5 件増加しております。

私からの説明は以上です。

(中山主査)

続きまして私の方から 苫小牧市環境白書の概要、環境に関する取組等について白書に沿ってご報告させていただきます。着席にて説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。第1章「苫小牧市の概要」は、4ページまで本市の地勢・気象、歴史について、第2章「環境行政の概要」は、5ページから7ページで苫小牧市の環境行政における組織及び予算を記載しており、記載のとおりとなっておりますので、後ほどご一読していただければと思います。

次に8ページをお願いいたします。苫小牧市役所の環境に関する取り組みを13ページまで記載しております。「苫小牧市役所エコオフィスプラン」、「グリーン購入の取組」、「公共工事環境配慮」、「住宅用新・省エネルギーシステム補助事業」「環境学習・啓発事業」の5つですが、その中から、10ページの「住宅用新・省エネルギーシステム補助事業」について説明させていただきます。地球温暖化対策といたしまして、住宅に太陽光発電システムを設置する市民にその費用の一部を補助する制度として平成21年度から事業を展開し、平成28年度よりCO2削減効果の高い省エネ給湯暖房システムのエコキュート、エコジョーズ、エコフィールの3機種を対象品目として追加しました。令和元年度より、新築のエコキュート、エコジョーズ、エコフィールの3機種の補助内容を一部見直ししたことにより予算を減額したため、補助件数は減少しておりますが、新たにHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）及び定置用リチウムイオン蓄電池設置補助を追加し補助金を交付したことにより、対象システムの普及促進が図られ、地球温暖化対策の推進に効果的となっているものと考えております。

14ページをお願いいたします。第3節「審議会等」でございます。18ページまで本市の環境に関する5つの審議会などの内容と名簿を記載しております。

続きましてページが飛びますが、105ページをお願いいたします。苫小牧市環境基本計画につきまして、第4章に記載しておりますが、環境基本計画の概要につきましては、先ほど「第3次環境基本計画について」で説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

次に、110ページの「第2節 目標達成の指標」をご覧ください。計画の推進により目標がどの程度達成されたか、また、苫小牧市環境基本条例における基本理念、並びに方針がどの程度実現されているかを把握する方法として、数値による定量目標と苫小牧市総合計画策定に向けた市民意識調査結果を進捗状況の指標としております。令和元年度の目標の達成状況でございますが、市民意識調査満足度につきましては、次期総合計画改定に向けた市民意識調査との比較となりますので現時点でお示しはできませんが、その他の達成状況について御報告いたします。

続きまして111ページをお願いいたします。2つ目の「人と自然が共生するまち」評価指標1つ目、各小学校における「自然ふれあい教室」及び「いのちの授業」の実施回数、人数でございますが、目標値 実施回数60回に対し58回、人数2,200人に対しまして2,250人

でございました。3つ目の「資源を大切にすまち」評価指標1つ目、1人1日当たりの家庭ごみ排出量、目標値520gに対しまして550g、2つ目、事業系ごみ排出量21,400tに対し22,153t、3つ目リサイクル率33.0%に対し31.4%でございました。

112ページをお願いいたします。4つ目の「みんなで環境に取り組むまち」環境基本計画推進会議事業参加者、目標値年間100名に対し137名でございました。最後に「地球環境にやさしいまち」についてですが、本市においては、電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数の変動による影響を受けない、エネルギー消費量を目標値として設定しております。削減目標に対する結果でございまして、最新のデータは2016年度となり2013年度基準年度59,944TJに対し56,053TJの6.5%の減という結果でございました。減少の要因は、省エネに向けた取組や製造品出荷減などが考えられます。また、最新の市実績が2016年度と遅れる理由でございまして、エネルギー消費量の算出に使用しております国統計資料の公表が、概ね2年半遅れであることから、市実績の公表についても遅れることとなりますのでご了承願います。

続きまして、113ページをお願いいたします。「第3節 施策の実施状況」でございまして。計画を推進するにあたり、分野ごとに基本目標、基本施策、市民、事業者、市の各主体別に具体的な取組を設定しています。そのうち市の行動は62項目あり、市各担当課が市の行動に基づいた取組を行っております。担当課による実施内容と効果及び令和元年度の取組に対する評価につきましては113ページから129ページにかけて記載しております。施策に関する説明は、時間の関係上、省略させていただきますが、市の行動指針に則った施策を行っており、各担当課での施策評価は62項目の内61項目が目標に到達しており、残りの1項目は、113ページ1項目目の行動指針「企業の新規立地の際には、必要に応じて事前協議を行い、公害の未然防止に努めます。」で、該当する案件がなかったため、未実施という結果でございました。

130ページをお願いいたします。「第4節 協働による計画の推進」でございまして。市、事業者及び市民で構成する環境基本計画推進会議での計画の推進の取り組みですが、会議を3回とカッコ書きの5つの事業を開催しており、5事業への参加者は計138名でございました。

最後になりますが、133ページ以降の資料につきましては、企業に関わる届出や排出基準値等を記載しております。

以上、簡単ではありますが、苫小牧市環境白書による報告を終わらせていただきます。

(中村会長)

ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ある方は挙手をお願いします。

(B委員)

10ページ目の住宅用新・省エネルギーシステム補助事業の部分ですが、令和2年度の白

書の説明なので、これ自体に意見はないのですが、FIT ありますよね。あれがもう 10 年目を迎えるか迎えたかくらい、相当早い段階から導入されていたと思います。買取価格が当初、ワットあたり 40 円とかだったんですが、どんどん下がって今、去年あたりから電力会社で買取価格を自由に決められるようになりましたよね。たしか 10 円を切るとか。そして今、経産省などが、売電ではなく自家消費に回すよう政策も大幅に転換されたと思います。そこでリチウムイオン蓄電池の補助事業もあると思いますが、そういった流れの中で、苫小牧でも蓄電池の需要が高まる気がしていて、その辺りもう少し厚くしてもいいのではないかと思います。

あとこの間、原子力発電より太陽光発電の方がトータルコスト安いよって、衝撃的な発表されていたと思うんですけど、その辺りの背景も踏まえると、そういう方向もあって良いのかなと思いました。

(櫻井課長)

御質問ありがとうございます。10 ページのところ、補助金額は定置用リチウムイオン蓄電池においては、購入・設置費の 10 分の 1、上限 12 万円ということで、令和元年度 5 件、今年度はまだ申請されている方いらっしゃるようですが、この補助をとりあえず維持しながらやっていたらいいと思います。あまりまだ普及していないので、もう少し宣伝をして「こういう補助ありますよ」といことを周知してやっていたらいいと思います。以上です。

(中村会長)

他ございませんか。

(C 委員)

太陽光発電システムの補助を促進されているようなんですけども、熊本の震災の際に、住宅につけていた太陽光パネルが割れて、加熱されてしまって手に負えなかったという話を聞いたことがあります。万が一、また地震が起きた際とか、数年後に今買われた方が段々古くなって使えなくなったときに、市の方で回収したりリサイクルしたりといったことは考えられていますか。

(鈴木次長)

質問ありがとうございます。太陽光パネルの関係ですけども、おっしゃるとおり、一般的には 20 年から 30 年と言われてはいますが老朽化してくると。老朽化してくれば更新という事も考えられます。あとおっしゃるとおり熊本の地震の際、多くの太陽光パネルが破損したと。そういった場合には廃棄物としての処理が考えられます。ここ十年来、太陽光が全国的に普及してきているということで、今、国の方でも廃棄処理システムを検討しているという風に聞いておまして、例えば、先ほど FIT の話が出ていましたけども、FIT 料金の中

に含んで、将来の廃棄費用も積み立ててもらえるような、そんなシステムが出来ないだろうかとか、そういったことを国で検討していると聞いています。当然、我々の廃棄物処理も関わってきます。家庭から出る分は一般廃棄物になりまして、我々、ごみ処理の市の管轄になってきますので、大量廃棄の動向を今後見ていきたいと思っています。

(中村会長)

他ございませんか。よろしいでしょうか。

では、他に無いようですので、続きまして、次第7の協議事項に移りたいと思います。まず、(1)「騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定について」事務局から説明をお願いします。

(干谷主査)

私からは資料4の、「騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定について」、説明いたします。

まず「1. 概要」といたしまして、騒音規制法及び振動規制法の規制地域というものは、苫小牧市が指定しておりますが、最後の指定は平成25年度に行っています苫小牧告示第112号及び116号にてなされています。こちらの規制地域につきましては、原則として都市計画の用途地域に準じて指定するものですが、本年3月23日に都市計画用途地域が大幅に見直されたことから、規制地域についても地域の現状を確認しながら見直しを行うことといたします。

次に「2. 経緯」についてです。元々騒音規制法と振動規制法は、北海道の所管であったため、昭和57年から平成15年までは、本市の意向を踏まえて北海道が規制地域の指定を行っていました。その後、平成23年に騒音規制法と振動規制法の権限が市に移譲されたため、平成25年に本市が規制地域の指定を行っております。

次に「3. 規制地域の基本的な考え方」です。規制地域とは、住宅が集合している地域や、病院、学校などの周辺で、騒音又は振動を防止することで住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定するものです。原則としては都市計画の用途地域との整合を図ることとされております。

次に「4. 規制地域の指定による影響」について説明いたします。この規制地域の指定を行うことで、その地域は騒音規制法と振動規制法の規制対象の地域となります。この指定がされていない場所には、騒音規制法や振動規制法は適用されません。騒音規制法及び振動規制法が適用されることで、空気圧縮機や送風機といった特定施設を設置する場合には届出が必要となります。また、特定施設が設置された事業所には、区域に応じた規制基準値が適用されます。また、規制地域内で工事を行う場合には、工事内容によっては特定建設作業の対象となり、届出の義務が発生し、規制基準値が適用されます。また自動車騒音・振動についても要請限度が適用されることとなり、要請限度の値を超過した場合には市から道路管理

者などに対して、騒音や振動の軽減について要請することができます。

次に A3 の地図をご覧ください。現行規制と書いている方は現在の指定地域状況を、改定案と書いている方には現時点の改定案を示しています。騒音につきましては、緑色の地域が第 1 種区域、黄色が第 2 種区域、赤色が第 3 種区域、青色が第 4 種区域となっており、振動につきましては、緑と黄色が第 1 種区域、赤と青色が第 2 種区域となっております。色については、濃い色と薄い色がありますが、今回変更がある部分など注目すべき部分について、色を濃くしております。この区域につきましては、数字が小さいほど厳しい規制となっております、第 1 種区域が最も厳しい規制です。色が着いていない地域につきましては、騒音規制法及び振動規制法の対象地域外となっております。

改定案の黒枠で囲まれている地域は、今回変更する地域です。今年行われた都市計画の用途地域変更では、準工業地域から住居系の地域に変更された箇所が多いため、こちらの地図上では赤色から黄色に変更された地域が多くなっています。青枠で囲まれている地域につきましては、都市計画の用途地域と整合されていない地域となります。今回の変更に関して、市内全域の現状を確認し、周囲の状況や現在の利用状況などを勘案した上で設定しております。本日配布しました資料は市内全体版ということで細かい部分は見づらくなっていますが、今後予定しているパブリックコメント時には、地域ごとに拡大した詳細図を公開する予定としております。

告示までのスケジュールですが、現在関係部署との調整を行っております。その後、10 月頃にパブリックコメントを実施し、そこで出た意見の精査等を行ったのち、来年 4 月の告示となるよう考えております。パブリックコメントの状況によっては、若干時期が前後する可能性もございます。パブリックコメント開始前には、広報とまこまいへの掲載や、各新聞社の「市役所だより」などで周知を行う予定となっております。

私からの説明は以上となります。

(中村会長)

ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ある方は挙手をお願いします。

(B 委員)

パブリックコメントがあるということなのですが、これの目的というか、パブコメ如何によっては、この改定案の方が若干変わってくる可能性があるという風に理解してよろしいですか。

(干谷主査)

こちらの規制を変えることによりまして、騒音規制法の規制基準値、昼間何デシベルまでが基準ですよ、といった数字が変わりますので、その辺りで意見がもしかしたら出るかもしれないと思っております。それによって出てきた意見の通りになるとは限らないのですが、

意見を聞きながら我々も関係部署等と協議を行いまして、場合によってはこの改定案も変更になる可能性もあります。以上です。

(中村会長)

ありがとうございました。他ございませんか。よろしいでしょうか。

他に無いようですので、続きまして、(2)「脱炭素社会の構築に向けた動きについて」、事務局からお願いします。

(小越主査)

お疲れさまでございます。協議事項の2番目「脱炭素社会の構築に向けた動きについて」、私、小越から御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料5を御参照ください。

まず1.ですが、まず皆様ご承知の通り、昨年10月26日に菅総理が所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言いたしました。この宣言に続いて2.の、4月に行われたG7(気候サミット)において、「2030年度の削減目標を、従来の26%から46%に引き上げ、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていく」と表明しました。

次のページをお願いいたします。続いて3.ですが、この一連の動きに同調する形で国の各種施策が策定・改定されております。この夏にもエネルギー基本計画が脱炭素社会を見据えた形で改訂されます。その中で、本審議会に関連する改正として3月に閣議決定された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」通称「改正温対法」をご紹介いたします。

この改正される温対法では、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として大きく3つの変更がございます。①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する為の計画・制度の創設、③脱炭素経営の促進に向けた企業情報のデジタル化・オープンデータ化の推進です。

下の「主な改正内容」に移ります。1.のパリ協定とは「世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求すること」という目標ですが、この目標を実現する為にも「2050年カーボンニュートラル」の実現が必要となってきます。また、2.も本審議会にも大きく関係してくるのですが、読み上げます。「地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。」と記載があると共に、最後に「地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進」とあります。その為、冒頭の市長挨拶にもありましたとおり、本市における地球温暖化対策の実行計画である第3次環境基本計画に、脱炭素の目標を盛り込むと同時に、再エネを活用した地域の脱炭素化に、

今後取り組んでいく事となります。

最後のページになります。4.です。北海道の地球温暖化対策推進計画が3月に改定されました。この中で「ゼロカーボンシティの表明を2030年までに道内全市町村に」という目標が掲げられました。

これら国や道の動きにあわせて、ゼロカーボンシティの宣言や、地域実行計画である環境基本計画の改定に向けて取り組んでいく事となります。特に環境基本計画については、来年度がちょうど中間見直しの年ですので、内容にゼロカーボンを含める見直しが必要となってきます。そのため大幅な改定が必要となる可能性があります。特に、現状の第三次環境基本計画の目標では「エネルギー消費量の削減量」を目標値としていますが、これを「二酸化炭素の排出量」の目標に変更する等々の改定が必要になってくるのではないかと考えております。そのため内容の見直しの検討を今まさに始めたところでございます。

私からの説明は以上となります。

(中村会長)

ありがとうございます。ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ある方は挙手をお願いします。

(D 委員)

最後のページのゼロカーボンシティ表明市町村ですが、3月現在10自治体が表明されていますが、少し調べましたら7月の末までに4つ増えて14になっております。苫小牧市におけるゼロカーボンシティを表明する動きというのはどうなっているのでしょうか。

(町田部長)

御質問ありがとうございます。実は前回の6月議会の中においても、議員の皆様から「いつ表明するんだ」と御質問をいただいております。それで今、我々担当部署としては宣言に向けて準備を進めているところでありまして、出来れば年内に宣言したいと思っておりますけれども、その時期をもう少し早めるように今、鋭意進めているところでございます。

(D 委員)

ありがとうございました。先が見えていれば良いんですけども、いつやるのかなと思って。ありがとうございます。

(中村会長)

ありがとうございました。他ございませんか。



(B 委員)

今の D 委員に関連して、カーボンニュートラルという部分で市民レベルや業者レベルなど色々取組の方法はあると思うんですけど、特に苫小牧の場合、工業都市じゃないですか。事業者が多いし、大きな工場や会社もあるし。事業者の立場からするとコストアップ要因にもなると思います。他の道内の自治体と比べると、そういった働きかける相手が多いから結構大変なんじゃないかと思うんですけど、その辺りいかがですか。

(町田部長)

御質問ありがとうございます。B 委員のおっしゃるとおり、まさに苫小牧市は産業都市でございますので、企業の皆様の御協力がなければゼロカーボンに進まないと考えております。実は、先ほど D 委員にもお答えしましたが、ゼロカーボンシティ宣言に向けて、経済界とも調整を図っているところでございます。主に商工会議所さんと今交渉を図っているところでございまして、そういった経済界の動きも踏まえた上で、市の方としても宣言に向けて動きたいと思っています。決して市だけが宣言して、やるということではなくて、苫小牧市全体でやるのが重要だと考えてございますので、今いただいた意見も踏まえながら、しっかりと取組んでいきたいと考えてございます。

(中村会長)

他ございませんか。よろしいですか。

他ないようですので、その他、事務局からなにかありますか。

(中村会長)

分かりました。では最後に全体を通して何か、委員の方からございますか。事務局からもよろしいですか。

(町田部長)

最後にお話ありました、カーボンニュートラル、ゼロカーボンシティに向けて、我々これからのいろんな努力をしなければならぬと思っています。それで冒頭、市長からもご挨拶しましたけども、来年度環境基本計画の見直しがございますので、今回委員になっていただいた皆様から意見を頂戴しながら進めたいと思っています。普段お気づきになった点、何でも結構です。もし何かあれば、こういう会議開かなくても通常の中で担当課に御連絡いただければ対応したいと思います。これからも皆様の色んな意見をいただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

(櫻井課長)

申し訳ございません。今年度の審議会の予定でございますが、今後審議等の案件がない場合は、今回の第1回の審議会で終了の予定となっておりますのでお知らせさせていただきます。

(中村会長)

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。ないようですね。

本日の審議会での御意見や御質問が、今後の苫小牧市の環境保全の取組に繋がっていくものと思います。皆様の御協力により、実りの多い会議になりました。皆様、長時間にわたりますして、ありがとうございました。